

事務連絡
令和6年3月29日

都道府県トラック協会
専務理事 殿

公益社団法人全日本トラック協会
常務理事 山崎 寛

特定技能制度対象分野への「自動車運送業分野」追加について

平素は当協会の業務運営に格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の一部変更」が閣議決定され、特定技能制度対象分野に「自動車運送業分野」が追加されましたので、連絡申し上げます。

また、「自動車運送業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用方針」（分野別運用方針）も発出されました。この中でトラックとバス・タクシーの違いが次の通り示されています。

	トラック	バス・タクシー
技能水準	技能評価試験及び 第一種運転免許	技能評価試験及び 第二種運転免許
日本語能力水準	N 4 以上	N 3 以上
特定技能所属機関 (受入れ事業者)に 対して課す条件	・運転者職場環境良好度認証制度 に基づく認証を受けた者又は安 全性優良事業所(Gマーク)を 有する者	・運転者職場環境良好度認証制度 に基づく認証を受けた者
在留資格 (今後公表される情報を含 みます)	<u>特定活動</u> ...上限6ヶ月。この間に 第一種運転免許取得 <u>特定技能1号</u> ...上限5年 ※初任運転者研修の実施はいずれの 在留資格でも可能	<u>特定活動</u> ...上限12ヶ月。この間 に第二種運転免許取得及び新任 運転者研修実施(修了) <u>特定技能1号</u> ...上限5年

制度の詳細については、4月以降発出される、国土交通省告示、分野別運用要領等で示される予定です。

なお、全ト協では、それらの情報及び事業者が特定技能外国人を受け入れる手順や手続きを整理して「特定技能外国人受入れの手引(仮称)」を作成し、会員事業者及び各トラック協会役職員向け説明会を開催することとしております。準備が整い次第ご連絡申し上げますので、説明会開催につきご協力賜りますようお願い申し上げます。

以上

【添付資料】

- ・特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の一部変更について
- ・自動車運送業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

【本件問合せ先】

(公社)全日本トラック協会 経営改善事業部
TEL 03-3354-1056